

一般社団法人 日本伸銅協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 日本伸銅協会 と称し、英文では、Japan Copper and Brass Association(略号：JCBA) と表示する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連絡協調の下に、伸銅工業全般の進歩発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。ただし、営利を目的とせず、剩余金は、その分配を行わない。

- (1) 会員相互の親睦及び意見の交換
- (2) 伸銅工業に関する統計の作成、情報の収集及び提供
- (3) 伸銅品に関する各種規格の作成
- (4) 伸銅工業に係わる環境の保全、資源・エネルギーの合理化、有効利用の調査及び研究
- (5) 伸銅工業に関する広報及び出版
- (6) 伸銅工業の技術向上、需要開発等に関する調査及び研究
- (7) 国内外の関係業界団体との交流
- (8) 伸銅工業に関する意見の表明
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を他に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(公告方法)

第4条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第5条 本会は、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(業種の定義)

第6条 本定款において、伸銅工業とは伸銅品(銅及び銅合金の板・条・管・棒・線)の製造に

に関する事業をいう。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

- 第7条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。
- 2 正会員は、伸銅品を製造・販売し、本会の目的に賛同し入会した法人とする。
 - 3 賛助会員は、正会員に準ずる者であつて、その資格及び規約は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の入会)

- 第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

- 第9条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 会員である法人が解散したとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社整理もしくは会社更生の申立がなされたとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総正会員の同意があつたとき。

(退会)

- 第11条 会員が、本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。ただし、退会に際しては財産上の請求をなすことはできない。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会費を納入せず、督促後なお、その会費を2ヶ月以上滞納したとき。
 - (4) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が第10条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

- 第14条 総会を一般社団・財団法人法に定める社員総会と定義する。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限及び決議事項)

- 第15条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。
- 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員、相談役及び顧問の報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業計画及び予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (7) 会員の除名
 - (8) 前各号のほか理事会が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

(種類及び開催)

- 第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由

を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

- 第17条 総会は、法令による場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

- 第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

- 第20条 総会の決議は、一般社団・財団法人法 第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第21条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面議決等)

- 第22条 正会員は、予め通知された事項について書面、もしくは、電磁的方法により議決することができる。
- 2 前項の場合において、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(総会運営規則)

- 第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、必要に応じて、総会において定める総会運営規則による。

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以内
- (2) 監事 6名以内

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会において正会員に在籍する役職員から決議によって選任する。

ただし、正会員に在籍する役職員以外の者から理事（以下「員外理事」という）3名以内を選任する。

- 2 本会は、会長1名、副会長3名及び専務理事1名を置き、理事会において、前項本文の規定により選任された理事のうちから選任する。ただし、専務理事は員外理事のうちから選任するものとし、専務理事を一般社団・財団法人法 第91条第1項第1号に規定される代表理事とする。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、総会及び理事会の議長となる。副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、本会を代表しその業務執行をする。
- 4 専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前項本文に規定に係わらず補欠で選任された理事もしくは監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

(解任)

第30条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の決議により定める。

(忠実義務)

第32条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実に、その職務を行わなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 本会は、役員の一般社団・財団法人法 第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金壱円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(相談役及び顧問)

第34条 本会は、総会の承認により、相談役及び顧問を若干名置くことができる。
2 相談役及び顧問の報酬に関し必要な事項は、総会の決議により定める。
3 相談役及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 本会に理事会を設置する。
2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長および専務理事の選任及び解職
- (5) 第12条に規定する事実認定に関する事項

(招集)

第37条 理事会は、法令による場合を除き、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を、開催日の2週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第39条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議の方法)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができるものとし、その過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、専務理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令または、この定款に定めるもののほか、必要に応じて理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の次期当初事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、専務理事が作成し、理事会の決議を経て総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
なお、設立初年度の事業計画及び予算は、本条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定期総会において承認を得るものとする。

2 本会は、第1項の定期総会の終結後すみやかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第47条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定による。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第49条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 本会は、一般社団・財団法人法 第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の議決により解散することができる。

2 本会が解散する際に有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体または公益認定法第5条17号に掲げる

法人に寄付するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

- 第51条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の設立及び組織・運営は、理事会の決議により別に定める。
 - 3 委員会の正副委員長は、正会員もしくは理事の推薦を受けた者の中から会長が選任し委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

- 第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 情報公開

(情報公開)

- 第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

- 第54条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
	氏名	古河電気工業株式会社
	住所	東京都品川区北品川四丁目7番35号
	氏名	三菱伸銅株式会社
	住所	埼玉県川越市大字川越1700番地
	氏名	杉野金属工業株式会社

(最初の事業年度)

第55条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から、平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第56条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法 その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 日本伸銅協会 を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士藤崎由紀夫は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年4月7日

設立時社員 住所 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
氏名 古河電気工業株式会社

住所 東京都品川区北品川四丁目7番35号
氏名 三菱伸銅株式会社

住所 埼玉県川越市的場1700番地
氏名 杉野金属工業株式会社

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区勝どき1丁目13番6号
司法書士 藤崎 由紀夫